

長崎県浄化槽事務取扱要領「新旧対照表」(本文)

改正後	改正前
<p>長崎県浄化槽事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和61年 3月 4日 改正 平成 2年 3月26日 平成10年10月29日 平成14年 4月19日 平成18年 1月30日 平成27年 3月31日 平成31年 1月28日 令和 2年 2月18日 令和 3年 3月18日 <u>令和 5年 2月 1日</u></p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 設置手続</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 設置計画の協議を行う場合 設置計画の協議を行う場合は、次によること。 イ、ロ(略) ハ. 特定行政庁は、ロの規定により保健所長から送付のあった協議書について、その設置計画が適当であると認めた場合は、速やかに浄化槽設置・変更計画同意書(様式第6号の2)を市町へ交付するものとする。</p>	<p>長崎県浄化槽事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和61年 3月 4日 改正 平成 2年 3月26日 平成10年10月29日 平成14年 4月19日 平成18年 1月30日 平成27年 3月31日 平成31年 1月28日 令和 2年 2月18日 令和 3年 3月18日</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 設置手続</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 設置計画の協議を行う場合 設置計画の協議を行う場合は、次によること。 イ、ロ(略) ハ. 特定行政庁は、ロの規定により保健所長から送付のあった協議書について、その設置計画が適当であると認めた場合は、速やかに浄化槽設置・変更計画同意書(様式第6号の2)を交付するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>二．保健所長は、設置計画が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更計画同意書（様式第6号の2）を市町へ交付するものとする。</p> <p>ホ．(略)</p> <p>第5～第10（略）</p> <p>附則（略）</p> <p><u>附則（令和5年2月1日一部改正）</u> <u>この要領は令和5年2月6日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。</u></p>	<p>二．保健所長は、設置計画が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更計画同意書（様式第6号の2）を交付するものとする。</p> <p>ホ．(略)</p> <p>第5～第10（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（追加）</p>